

## 報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見概要

## 1. 追記すべきか否かについての意見

< 追記する必要はない：5名 >

- 磯崎委員：国内措置の態様の検討は、その実質面の検討と結びついているが、この検討会ではその実質面の検討は行われていないため、必ずしも追記する必要はない。
- 北村委員：国内措置の具体的態様については、検討会で散発的に意見は出されたものの、十分に議論されたとはいえない。そうしたことから、少なくとも報告書本文において記述をすることは適切ではない。具体的態様を議論した委員個別の意見書は、本報告書に資料として添付されることから、それで十分である。報告書の性格上、本文に記述されるべきは、検討会が共通して認識した事項であり、それを超えないとするのが、常識的な対応であろう。
- 炭田委員：国内措置の具体的な態様を直接的な議論の対象にすることは想定してこなかったため、現時点で追記することは困難である。次の段階の適切な時期の検討課題とすべきである。
- 寺田委員：名古屋議定書の対象も曖昧であり、利用者が判断することは容易ではない。このような段階での立法化は基本的に不適切と考える。しかし、欧州案もでてくるであろうし、その後、比較検討することでよいように思われる。まだ、検討会において討議し、意見を記載する段階には早いと思われる。
- 丸山委員：国内措置の態様については、国内の遺伝資源利用の実態を十分に把握した上で、慎重に検討を進めるべきである。

< どちらでもよい：1名 >

- 藤井委員：立法上、行政上、又は政策上の措置をとることは、名古屋議定書の第15条1に明記されているので、報告書に追記することが必須であるとは思わない。しかしながら、検討会として議論をしているのであれば、報告書にその議論の状況は記載すべきものとする。

< 追記すべきである：4名 >

- 小幡委員及び小原委員(連名)：本報告書を受け取る環境省自然環境局長が、国内の現状を踏まえ、名古屋議定書締結の目的を効果的かつ効率的に達成できる国内措置の具体的な検討ができるように、国内措置の態様に関する検討会の意見並びに検討事項を追記すべきである。国内措置の態様の如何によっては、その規制の対象となる国内の学術や民間の関係者や関係機関にとっては、活動を促進するものになる得る一方、抑制・萎縮させるものにもなり得る死活問題であり、検討会の目的である国内措置のあり方についての重要な内容の一つである。
- 西澤委員：検討会で、これまでもこれに関して意見はぼつぼつと出ていたし、態様はあり方の一部でもあるので追記すべきである。ただし、意見の分散についても記した方がよい。
- 吉田委員：遵守措置の不履行に対して、強制力を持たせるためには国内法とすることが必要。

## 2. 追記するとした場合の国内措置の態様に係る意見及びその記載箇所に係る意見

### ○ 小幡委員及び小原委員（連名）

- ・態様に係る意見：当面は、海外諸国での不確実性と国内の周知、支援、指導体制が十分に整っていない実態を踏まえ、違反者に対する最低限度の是正措置を講じる方策も考慮に入れ、ガイドラインなどの行政上又は政策上の措置を執ることが妥当である。今後、国内での周知や施行の実態と国際的な状況を踏まえつつ、適宜、国内措置の内容と態様を改めて検討していくべきである。
- ・記載箇所に係る意見： 章 1 の新たな ( 3 ) ( P9 L28 から ) 又は 章 4 の新たな ( P27L23 から ) として追記する。

### ○ 寺田委員

- ・態様に係る意見：ボンガイドラインのような、法律ではない形。立法化は基本的に不適切。
- ・記載箇所に係る意見： 章 5 の最後 ( P28L23 から ) に追記する。

### ○ 西澤委員

- ・態様に係る意見：フレキシブルであるべきなので、少なくとも立法上の措置ではない。必ずしも関係省庁が本領域の実態を把握しきれていない現状を鑑みれば、業界の意向が反映されないかもしれない行政措置も好ましくない。資源提供国から十分に信頼される程度に仕上げた政策措置 ( ガイドライン的性格を帯びたもので、条項によっては、ある程度の拘束力を伴うものを想定 ) が好ましい。
- ・記載箇所に係る意見： 章の新たな 4 ( P27L21 から ) として追記する。

### ○ 藤井委員

- ・態様に係る意見：海外の状況については、暫くは不透明な状況が続くと思うので、柔軟に対応できる仕組みが必要だと思う。立法を否定するものではないが、柔軟に対応できる行政上又はガイドライン的な措置を主とするべきと考える。
- ・記載箇所に係る意見： 章 1 の新たな ( 3 ) ( P9 L28 から ) として追記する。

### ○ 吉田委員

- ・態様に係る意見：国内法とすべきという意見であるが、すべての条文が規制的である必要はない。ごく一部と考えられる遵守措置の不履行に対しては強制力を持つが、遵守措置を履行するほとんどの遺伝資源利用者に対する情報提供措置や、ベストプラクティスに対する表彰などを盛り込んだ奨励的な条文を持ったものが望ましい。
- ・記載箇所に係る意見： 章 1 の冒頭 ( P8 ) 又は 章 5 の直前 ( P29L3 から ) に追記する。

( 五十音順に記載 )